

## パブリックコメントの結果概要及び意見・回答一覧

ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリを特定外来生物に指定することに対するパブリックコメントを、令和5年6月6日(火)～7月5日(水)まで実施した結果、9者より意見が提出された。同一の者より複数の意見が提出されたことから、意見数は11件(うち有効件数11件)であった。  
その詳細は次の通りである。

## 1. 意見提出者の内訳

	e-Gov(電子)	郵送	合計
個人	2	0	2
団体	2	0	2
不明	5	0	5
計	9	0	9

※パブリックコメントへの意見であることが明記されていない等、要件を満たしていないものを除く。

## 2. 意見件数 11件(うち有効件数11件)

## 3. テーマ別の意見件数 12件

※1つの意見として提出されているものの、内容が複数テーマで構成されるものはそれぞれのテーマに含める形で集計した。

(1) 2種の特定外来生物指定についての意見	計	4 件
・指定に賛成		2 件
・指定に反対		1 件
・ツヤハダゴマダラカミキリの特定外来生物指定に係る理由についての意見		1 件
(2) 防除等に関する意見	計	1 件
(3) 周知・普及啓発に関する意見	計	1 件
(4) その他	計	6 件
・特定外来生物の指定、取扱に対する意見		2 件
・特定外来生物指定の過程に対する意見		1 件
・パブリックコメントの対象とする資料に関する意見		2 件
・パブリックコメントのウェブページの誤表記に関する意見		1 件

御意見・御意見に対する考え方詳細

御意見番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>総じて賛成。同種に限らず、特定外来生物の新規指定についてサイクルを早めることを求める。生態系への影響を最小限に抑えるためにもお願いたい。また、同種に限らず特定外来生物を飼育したいという場合については、マイクロチップ等による飼育者の特定を行い、遺棄などの罰則が着実に実施されることを望む。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリは国内で飼養事例があるとされており、特定外来生物への指定により飼養等（飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡、放出等）が規制されることで人為的な拡散を防ぐ効果が期待されています。また、国及び都道府県等が外来生物法に基づく防除事業を実施することが可能となります。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「命令などの案」として、「特定外来生物等専門家会合で特定外来生物に選定することが適当とされた外来生物の概要」が示されているが、当該資料は「特定外来生物等専門家会合」における議論の結果が記載されているに過ぎず、命令等制定機関が「特定外来生物等専門家会合」の議論の結果を受けてどのような命令等を定めようとしているのか全く明らかではない。</p> <p>特定外来生物の選定プロセスを承知している者であれば、「特定外来生物等専門家会合で特定外来生物に選定することが適当とされた外来生物」を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」に書き加えることにより、特定外来生物を指定することについて理解しているのかもしれないが、一般の国民等に対して行う意見募集手続でそのような専門知識を前提としてはならない。</p> <p>このような公示では「命令等の案は、具体的かつ明確な内容のもの」（行政手続法第39条第2項）であるとは言えず、行政手続法に基づく意見募集を行ったことにはならない。</p>	<p>今般のパブリックコメントは、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリに係る特定外来生物等専門家会合における議論の結果をもとに、これらの種を特定外来生物に新規指定することに関して行政手続法に基づく意見募集を行ったものであり、当該目的を達成するために「特定外来生物等専門家会合で特定外来生物に選定することが適当とされた外来生物の概要」を意見募集の対象とすることは適切であったと考えます。</p>
3	<p>「特定外来生物の新規指定に対する意見の募集結果（パブリックコメント）について」ということで意見の募集がなされているが、表題からは事前に実施した意見募集の結果について再度意見を募集するとし読み取れない。しかし、添付されている概要からはそのことが読み取れず、特定外来生物等専門家会合での判断についての意見の募集となっている。表題のとおりであれば、事前に実施した意見募集の結果及び回答を今回の意見の募集の資料として添付すべき。また、誤記であれば早々に訂正するとともに、意見の募集をかけるにあたり室内でどのようにチェックしたのかの事実確認及び再発防止のためのチェック体制を構築すべき。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて6月16日に「e-Govパブリック・コメント」ウェブページ上の表題を修正しました。</p>
4	<p>ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリを特定外来生物に指定することに意味があるのか。クビアカツヤカミキリは特定外来生物の指定により国内への拡散を防げるとは言えない。非意図的に拡散される生物を指定しても効果はなく、かえって荷物輸送や駆除の扱いが困難になる。そもそも特定外来生物という言葉は一般に浸透していない。</p> <p>非意図的に侵入したとされるシロアゴガエル、セアカゴケグモ、ツマアカスズメバチ等も指定を解除することに駆除が容易になり拡散を防ぐことができる。特定外来生物の殆どが指定して対策も打たれず放置される現状ではその数を増やすことは無意味であり、新規指定するのではなく、啓発・周知こそが侵入・拡散を防ぐ一番の方法である。</p>	<p>これら2種を特定外来生物に指定することにより、国及び都道府県等が外来生物法に基づき実施する防除事業の対象種となりますので、環境省による交付金や特別交付税措置などが活用されることで、防除の推進が期待されます。また、これら2種は国内で飼養事例があるとされており、特定外来生物への指定により飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬）、輸入、譲渡、放出等（放出、植栽又はは種）が法的に規制されることで、人為的な拡散を防ぐ効果が期待されます。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>ツヤハダゴマダラカミキリの原産地は「朝鮮半島北部」ではなく「朝鮮半島」が適当。国立研究開発法人国立環境研究所の侵入生物データベースに当該種名の自然分布は「朝鮮半島」と記載されていて半島北部に限定していないため。</p>	<p>楨原の論文（※）において、同種の生息域として「朝鮮半島では中央部より北」とされていることから、学術経験者により構成される特定外来生物等専門家会合においても、当該種の原産地を「朝鮮半島」よりも限定的な「朝鮮半島北部」としたところと見なされます。今般の意見募集の対象である「特定外来生物等専門家会合で特定外来生物に選定することが適当とされた外来生物の概要」は、当該会合での情報を基に作成したものです。</p> <p>（※）楨原寛(2000). 森林防疫 49(10)</p>
6	<p>ツヤハダゴマダラカミキリについて、特定外来生物に指定するのであれば、地方自治体職員のみならず、一般市民も確実に見分けられるようなチラシと防除マニュアルを整備されたい。</p> <p>奈良県には、クビアカツヤカミキリを発見したとしてヨコヅナサシガメの写真が寄せられた事例が複数ある。色が似ている虫というだけで誤認されたものである。ましてゴマダラカミキリとツヤハダゴマダラカミキリは色合いも形も同じであり、誤認が多発すると予想され、また、写真による通報があっても、同定が難しく、現場が混乱することが予想される。</p> <p>特定外来生物に指定するのであれば、地方自治体職員のみならず、一般市民も確実に見分けられるようなチラシと防除マニュアルを整備されたい。</p>	<p>見分け方のチラシについては、以下ウェブサイトに掲載されておりますが、特定外来生物となる本種に関しては、林野庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信を行ってまいります。その他、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p><a href="https://www.ffpri.affrc.go.jp/research/2forest/09for-entom/documents/web.pdf">https://www.ffpri.affrc.go.jp/research/2forest/09for-entom/documents/web.pdf</a></p>
7	<p>ツヤハダゴマダラカミキリについて、指定理由に人体被害、林業被害があることを明記されたい。</p> <p>特定外来生物に指定されれば、特定外来生物防除等対策事業の対象になると思われるが、当事業については人体被害や農林水産業被害など、生態系被害以外の理由で取り組むことが基本的に認められていない。一方、当該種の選定に当たっては、専門家会議で街路樹枯損による人体被害や、林業被害に言及されている。</p> <p>地方自治体において防除を実施する際には、具体的な市民被害や産業被害にも対応せざるを得ないが、現状、害虫による二次的な人体被害防止や当該種による林業の被害防除に対し、他省庁を含め、国からの支援は無い。</p> <p>このため、当該種については、指定理由に人体被害、林業被害も明記し、特定外来生物防除等対策事業において、生態系被害だけでなく、それらの理由を併記した上で被害対策に取り組むことを認めていただきたい。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>特定外来生物は、「特定外来生物被害防止基本方針」（令和4年9月20日閣議決定）に基づき「生態系」、「人の生命・身体」、「農林水産業」のいずれかに被害を及ぼす種を特定外来生物等専門家会合からの意見聴取等を得て選定しております。ツヤハダゴマダラカミキリについては、同会合からの評価も踏まえ、「生態系」及び「農林水産業」に係る被害を指定理由として想定しております。</p> <p>なお、人の生命・身体に係る被害を指定理由とする特定外来生物の例として、タイワンハブやセアカゴケグモ等が挙げられ、人への被害があるものうち、生命・身体への被害があるものが該当します。</p>
8	<p>特定外来生物指定に当たっては、専門家だけでなく、地方自治体の意見を聞く場も設けるべきである。</p> <p>外来種防除は、特定外来生物に指定するだけで進むものではない。特定外来生物防除の大半は地方自治体が担う以上、自治体にとって防除の実施に支障となる状況があれば、その解決方法についても検討する必要がある。問題解決方法検討の必要性を鑑みると、専門家会合以前に自治体の意見を聞く場を設けることが効果的であると思われる。</p>	<p>特定外来生物の指定に当たっては「特定外来生物被害防止基本方針」（令和4年9月20日閣議決定）に定められた所定の手続きを経ていくところです。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>ツヤハダゴマダラカミキリは、樹木の上部を食害することから、成体の防除は困難な上、薬剤防除ができない河川敷などで被害木が多数確認されている箇所もある。被害木全ての伐採防除が困難な場合も多いため、効果的、効果的な防除手法、技術の確立が望まれる。</p> <p>特定外来生物被害防止基本方針第7の3では科学的知見の充実を図ることとされており、国が防除手法、技術の開発を進めるべき。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>